

「換価の猶予申請書」の書き方

1. 住（居）所（所在地）、氏名（又は名称）を記載し、押印してください。

2. 「徴収金」

猶予を希望する市税（年度、期（月）別、納期、税目、税額等）を記載してください。

「その他の徴収金」欄には、督促手数料、過少申告加算金、不申告加算金等を記載してください。

3. 「期間」

換価の猶予を受けようとする期間として、この欄には、「猶予期間の開始日」※から「納付（納入）計画の最終日」及びその期間を記載します。

「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税等の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき市税等の法定納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

4. 「納付困難な事由」

市税等を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

《記載例》

- ・ 高齢で、年金の受給はない。収益物件の収入のみで生活しているが、差押不動産は銀行が 抵当権を設定しており、評価額と比べても換価価値がなく、賃料を差押し換価することにより、収入が途絶え生活の維持ができなくなる。
- ・ 個人事業で運送業を営んでいるが、〇〇株式会社の事業縮小のため、同社との契約が昨年〇月をもって終了することとなった。〇〇株式会社との取引は、売上の約〇%を占めていたため、資金繰りが急速に悪化。現在は、事業に係る経費や生活費を節約するほか、家賃の安い住居に転居することにより、燃料費等の事業資金や生活費を捻出しているが、今月の収入金額を全て市税の納付に充てた場合には、事業資金の支払だけでなく、生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となる。

5. 「証明書類」

納付困難な事由を証明する書類がある場合は、この欄に記載し、申請書に写しを添付してください。

6. 「分納金額」

分割納付（分納）の計画を記載します。「年月日」欄には納付予定年月日を、「金額」欄には納付する市税等の金額を記載してください。

7. 「納税担保」

担保を提供する必要がある場合で、不動産等を提供する場合は、担保物の欄に記載します。また、保証人の保証を提供する場合は、「保証人の保証の場合」欄に記載します。

担保を提供することができない特別の事情がある場合については、「担保提供を困難とする

特別な理由」欄に記載します。ただし、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- (1) 猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- (2) 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- (3) 担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価額の変動のおそれが少ないものを選択してください。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債その他の有価証券で市長が确实と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 建物、立木及び登記・登録される船舶、飛行機、回転翼航空機、自動車、建設機械で保険に附したもの
- (5) 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- (6) 市長が确实と認める保証人の保証